

鹿屋市事務決裁規程及び鹿屋市農業金融運営協議会規程の一部を改正する訓令

(鹿屋市事務決裁規程の一部改正)

第1条 鹿屋市事務決裁規程（平成18年鹿屋市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第17号を同条第18号とし、同条第16号中「平成25年鹿屋市規則第29号」を「平成25年鹿屋市規則第28号」に改め、同号を同条第17号とし、同条中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、同条第12号中「第4条第3項」を「第4条第2項」に改め、同号を同条第13号とし、同条第11号を同条第12号とし、同条第10号中「監」の次に「、事務局長」を加え、同号を同条第11号とし、同条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 事務局長 組織規則第9条第1項に規定する対策本部の事務局長をいう。

第4条第2項中「かかわらず」の次に「、対策本部事務局次長」を加え、同項第2号中「及び室長」を「、室長及び次長」に改め、同条第4項中「市民総合相談室長」の次に「及び消費生活センター所長」を加える。

第7条第1項の表総合支所長の項の次に次のように加える。

事務局長	次長	
------	----	--

別表第2中第28項を第30項とし、第22項から第27項までを2項ずつ繰り下げ、同表第21項第2号中「及び消費者行政」を削り、同項に次の1号を加える。

(7) 消費生活センターに関すること。

事項	決裁区分					根拠法令	
	市長	副市長	部長	課長	合議先	法令名	条項
開館時間の変更又は臨時の休館日の設定若しくは臨時開館				○		鹿屋市消費生活センター条例	第5条の3

別表第2中第21項を第23項とし、第20項を第22項とし、同表第19項第5号中「、自家保留牛促進対策資金貸付基金及び優良乳用雌牛導入資金貸付基金」を「及び

自家保留牛促進対策資金貸付基金」に改め、優良乳用雌牛導入資金貸付基金貸付けの決定の項を削り、同表第19項を同表第21項とし、同表第18項中「農林水産課」を「農政課」に改め、同項中第10号から第18号までを削り、同項を同表第19項とし、同項の次に次の1項を加える。

20 農林商工部 林務水産課

(1) 水産業の振興に関すること。

事項	決裁区分					根拠法令	
	市長	副市長	部長	課長	合議先	法令名	条項
漁船の建造、改造及び転用の許可に関する進達				○		漁船法	第4条
漁船の登録に関する進達				○		漁船法	第10条
漁業許可に関する申請等に伴う意見書の進達				○			
鹿児島県信用漁業共同組合連合会に対する漁業振興資金の貸付け	○				財政課長		

(2) 遊漁船に関すること。

事項	決裁区分					根拠法令	
	市長	副市長	部長	課長	合議先	法令名	条項
遊漁船業者の登録に関する進達				○		遊漁船業の適正化に関する	第3条第1項・第4条

						法律	
--	--	--	--	--	--	----	--

(3) 市有林及び分収林に関すること。

事項	決裁区分					根拠法令	
	市長	副市長	部長	課長	合議先	法令名	条項
立木の処分及び契約解除の決定		100万円以上	100万円未満	50万円未満	財政課長		
権利処分の許可				○		鹿屋市部分林条例	第20条
植樹期間の指定及び延長の許可				○			
耕作の許可				○			
分収樹の搬出期間の指定又は延長の許可				○			
部分林の存続期間及び材期の指示			○				
部分林設定契約の解除			○			鹿屋市部分林条例	第17条
部分林設定の許可			○			鹿屋市部分林条例 施行規則	第2条第3項

(4) 火入れの許可に関すること。

事項	決裁区分					根拠法令	
	市長	副市長	部長	課長	合議先	法令名	条項
火入れの許可及				○		森林法	第21条第

び指示							1項
火入れに関する許可証又は不許可の書面の交付				○		鹿屋市火入れに関する条例	第4条
火入れに関する消防長への許可を行った旨の通知				○		鹿屋市火入れに関する条例	第15条第1項
火入れに関する実地調査				○		鹿屋市火入れに関する条例	第15条第2項
火入れに職員を立ち合わせること。				○		鹿屋市火入れに関する条例	第15条第3項

(5) 有害鳥獣に関すること。

事項	決裁区分					根拠法令	
	市長	副市長	部長	課長	合議先	法令名	条項
鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第7号）別表環境林務部第1項及び第7項に規定する鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律				○			

森林整備計画の策定	○					森林法	第10条の5第1項
森林整備計画の変更	○					森林法	第10条の6第2項・第3項
入会林野整備計画の適否の決定及びそれに係る意見の聴取、協議命令、調停、認可申請の却下、公告等に関すること。			○			入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律	第6条～第10条・第22条

(8) 仮屋ふれあいセンターに関すること。

事項	決裁区分					根拠法令	
	市長	副市長	部長	課長	合議先	法令名	条項
実施事業、講座等の決定				○			
講座の講師の委嘱			○				
許可、許可の条件及び許可を受けた事項の変更の承認				○		鹿屋市仮屋ふれあいセンタ一条例	第3条
許可条件の変更又は許可の取消し若しくは使用				○		鹿屋市仮屋ふれあいセンタ	第5条第1項

の中止命令						一条例	
使用料の納入時期の変更				○		鹿屋市仮屋ふれあいセンター一条例	第7条第1項ただし書
使用料の還付				○		鹿屋市仮屋ふれあいセンター一条例	第7条第2項ただし書
使用料の減免				○		鹿屋市仮屋ふれあいセンター一条例	第8条
開館時間の変更				○		鹿屋市仮屋ふれあいセンター一条例施行規則	第2条ただし書
使用許可の申請の特例				○		鹿屋市仮屋ふれあいセンター一条例施行規則	第3条ただし書
損傷等に関する指示				○		鹿屋市仮屋ふれあいセンター一条例施行規則	第10条

(9) 特用林産物出荷加工センターに関すること。

事項	決裁区分					根拠法令	
	市長	副市長	部長	課長	合議先	法令名	条項
実施事業、講座等の決定				○			
講座の講師の委嘱			○				
使用時間の変更又は臨時の休館日の設定若しくは臨時開館				○		鹿屋市特 用林産物 出荷加工 センター 条例	第3条の 6第3項
許可、許可の条件及び許可を受けた事項の変更の承認				○		鹿屋市特 用林産物 出荷加工 センター 条例	第4条
許可条件の変更又は許可の取消し若しくは使用の中止命令				○		鹿屋市特 用林産物 出荷加工 センター 条例	第6条第 1項
使用料の納入時期の変更				○		鹿屋市特 用林産物 出荷加工 センター 条例	第8条第 4項ただ し書
使用料の還付				○		鹿屋市特 用林産物	第8条第 5項ただ

						出荷加工センター 条例	し書
使用料の減免				○		鹿屋市特 用林産物 出荷加工 センター 条例	第9条
使用許可の申請 の特例				○		鹿屋市特 用林産物 出荷加工 センター 条例施行 規則	第3条た だし書
損傷等に関する 指示				○		鹿屋市特 用林産物 出荷加工 センター 条例施行 規則	第9条

別表第2第17項を同表第18項とし、同表第16項第6号中「の消毒」及び「徴収」の次に「（自然災害時を除く。）」を加え、同項を同表第17項とし、同表中第9項から第15項までを1項ずつ繰り下げ、第8項第4号及び第5号中受理書の交付の項を削り、同表第8項に次の1号を加える。

(27) 消毒等に関すること。

事項	決裁区分					根拠法令	
	市長	副市長	部長	課長	合議先	法令名	条項
知事の指示に基				○		感染症の	第27条第

づく感染症の病原体に汚染された場所の消毒（自然災害時に限る。）						予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	2項
生活環境に係る衛生害虫等の駆除				○		鹿屋市環境保全条例	第29条
指示に基づく飲食物、衣類、寝具等の消毒（自然災害時に限る。）				○		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第29条第2項
消毒等に要した実費の徴収（自然災害時に限る。）				○	財政課長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第63条第1項～第3項

別表第2第8項を第9項とし、同表第7項第1号中公売の決定の項を次のように改める。

公売の決定			○			国税徴収法	第94条
-------	--	--	---	--	--	-------	------

別表第2第7項第2号中不服申立てに対する決定、裁定又は棄却の項を削り、同表中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、同表第3項中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第23号までを1号ずつ繰

り上げ、同項を同表第4項とし、同表第2項第6号中届出書に係る意見の決定の項を次のように改める。

届出書に係る意見の決定				○		国土利用 計画法	第23条第 1項
-------------	--	--	--	---	--	-------------	-------------

別表第2中第2項を第3項とし、第1項第10号中広報かこのやの編集発行の項の次に次のように加える。

広告料金の設定			○		財政 課	鹿屋市広 告事業実 施要綱	第6条第 1項
---------	--	--	---	--	---------	---------------------	------------

別表第2第1項第10号中「鹿屋市政モニター設置要綱」を「鹿屋市市政モニター設置要綱」に改め、同項を同表第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 市長公室 人口減少対策本部

(1) 人口減少対策計画の策定に関すること。

事項	決裁区分					根拠法令	
	市長	副市長	部長	課長	合議先	法令名	条項
人口減少対策計画の策定及び変更	○				政策推進課		
人口減少対策計画に基づく施策の決定及び変更	○				政策推進課		
各種調査及び研究の実施			○				

(2) 本部会議及び作業部会の運営に関すること。

事項	決裁区分					根拠法令	
	市長	副市長	部長	課長	合議先	法令名	条項
本部会議の招集	○						

作業部会の開催			○				
---------	--	--	---	--	--	--	--

(鹿屋市農業金融運営協議会規程の一部改正)

第2条 鹿屋市農業金融運営協議会規程（平成18年鹿屋市訓令第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「農林水産課長」を「農政課長」に改める。

第7条中「農林水産課」を「農政課」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。